(一) 第1305号 【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】 みいけ (毎月2回1日16日) 1987年11月1日（日）

発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人 杉本一男
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825－0000569

# 定期総会で行動方針・予算決まる
# 縮小合理化とたたかう

十月二十五日、午前九時から大牟田市勝立地区公民館で一九八七年度の定期総会を開き、反合理化闘争に全力をあげ団結を固めて諸課題を遂行しようと、行動方針と予算を決定し、大会宣言などを採択しました。

組合歌『炭掘る仲間』の全員合唱で始まった定期総会は、議長団のあいさつのあとこの一年間の犠牲者に黙とうを捧げました。

退職者の表彰では五十三人の定年退職者に表彰状と記念品が贈られ、代表して早田正次さんがお礼のあいさつを述べられました。

（表彰者のお名前は二面に）

退職者の皆さんが拍手の中で退席されたあと、中原組合長があいさつ（別項）し、来賓の平川三池主婦会会長、式島荒地評会長、安部社会党代表、下川共産党代表、藤本労働金庫大牟田支店長、浦池政治局代表、緒方退職者の会会長が、それぞれ縮小合理化問題にふれながら激励と連帯のあいさつをおくられました。なお、このほかに来賓として安田大地評事務局長、清見労働金庫荒尾支店長、大橋・松里大牟田市議、坂本・前川・栃島荒尾市議が出席されました。さらに、細谷代議士、長谷川福岡県議、酒井熊本県議から祝電をいただきました。

## 合理化、労戦保安に討論集中

このあと議事に移り、一九八七年度の行動方針について提案説明がおこなわれ、討論は合理化問題、労働戦線統一問題、保安問題などに集中し、質問・意見に対する執行部答弁のあと承認決定されました。

続いて一九八六年度の決算報告と監査報告が質疑応答のあと承認され、昼食休憩に入りました。

再開された総会では、一九八七年度の予算案の提案説明がおこなわれ、質疑応答のあと承認決定。すべての議事が終了し、スローガン、大会宣言（いずれも二面に）を採択。『がんばろう』を合唱、「団結頑張ろう」を三唱して終わりました。

## 24時間スト突入

三池大災害から二十四周年を迎える十一月九日（月）、災害責任追及、保安確立のために抗議の二十四時間ストライキに突入します。

## 中央生産会議開く

縮小合理化のもとでの六十二年度下期の中央生産会議が十月十七日に開かれました。会社提案内容などは二面に。

きびしさに屈せず、団結を固めて諸課題を遂行しようと誓った定期総会。

## 三池大災害24周年抗議集会のお知らせ

とき　十一月八日（日）
　　午後一時開場　一時三十分開会
ところ　大牟田労働福祉会館三階ホール
次第
　開会あいさつ
　来賓あいさつ
　記念講演「三池のたたかいと、CO裁判」佐伯弁護団長
　黙とう
　原告団決意表明
　デモ行進

# 誠意ある回答示さず
## 「CO協定」現行通りで来年再交渉

会社側からの申し入れで、第八次石炭政策と和解交渉を理由に延期されていた「CO・遺族協定」は、十月二十八日から中央交渉が開かれました。

和解条項には「三井石炭は援護協定を誠意をもって今後も継続し、従来通り三年毎に労使間で改定を協議する」と明記され、組合側の要求にもとずく前向きの回答が求められていましたが、第一回回答では「基本的に現行協定を横すべりさせたい」として、①援護基金制度の見直し、②賃金上昇分のスライドはしない、③新港作業所の廃止、④三川記念館の廃止、⑤万田回復訓練所の解体、などを逆提案し、その後の交渉で④については撤回すると回答しました。

組合側は前進案を要求してするどく対立し交渉は難航、三十日は断続的に交渉がおこなわれた結果、会社側の「協定」改定への誠意がないまま三十一日午前一時三十分、きわめて不満ですが妥結いたしました。

上京団は本店周辺でのビラ配布、本店前の座り込み、山元では三川鉱前に座り込んで抗議した。

### 妥結内容（要約）

1、中央協定事項
　現行通りとする。
2、協定期間
　一年間とする。
3、山元事項
　山元で協議する。
4、解決一時金
　二百五十万円を支払う。

以上ですが、会社側が意図した協定内容の切り下げは阻止できたものの、充実・改善の要求については会社側がかたくなに拒否したことはきわめて不当であり、今後の「CO協定」へのたたかいが重要な課題となっています。

## 組合長あいさつ

定期総会に当たり、組合を代表してごあいさつを申し上げます。

来賓の皆さま方には、お忙しい中にもかかわらず、ご出席いただき心からお礼を申し上げます。

この一年間を振り返ってみますと、まさに激動の年であったといっても過言ではありません。

私たちは、炭鉱労働者の生活と権利を守るために、まさに炭労の組織の命運をかけた第八次石炭闘争を、県評・地評をはじめたくさんの方々の支援を得てたたかい抜きました。

しかし、昨年十一月に出された石炭審議会の答申は、炭鉱労働者にとってきわめてきびしいものであったことはご承知の通りです。

その内容は、経済合理性の観点から海外炭重視、国内炭の大幅縮小・撤退を前提としたもので、この答申にもとずく政策が施行された結果、昨年十一月の三菱高島炭鉱の閉山をはじめ、今年七月の三井砂川炭鉱の閉山、さらに今月九日に北炭真谷地炭鉱が閉山となり、まさにナダレ的な閉山攻撃がかけられてきました。

答申後から一年を経たずに、すでに六千五百人以上の炭鉱労働者がヤマを追われ、再就職の見通しも困難をきわめています。

また、きびしい合理化のもとで現場で働いている労働者の労働条件は、昨年の春闘はゼロ回答、期末手当も夏、冬それぞれ二十数万円も低下しました。また、今年の春闘もわずかに一万九十五円という低額で妥結し、他産業の労働者との労働条件の格差は一層拡大し、生活がおびやかされている現状です。

三池炭鉱においては、五月に人減らし合理化が強行され、約四百八十人の仲間が再就職の目途もたたないまま退職を強いられました。

縮小合理化は、事実上の四山鉱閉鎖をはじめ、労働条件、福利・厚生など多岐にわたっていますが、今後の保安問題は特に重要です。

さらに、社宅問題については昨年九月の新港社宅の立ち退き、今年七月の原万田社宅の一部立ち退き、そして四山社宅立ち退き提案など、貯炭場確保を理由にしていますが、アジア・ランド構想や再開発計画などが背景となった土地利用をすすめようとしています。居住者を犠牲にし、地域の衰退につながる社宅立ち退きを認めることはできません。

十一・九CO裁判は、提訴以来十四年を経て七月に和解が成立しましたが、和解条件はきわめてきびしいもので、満足できるものではありませんでしたが、提訴当初からの課題であった時効問題や財政的な力量等を総体的に検討した上で、一定の成果として最終的に和解で決着しました。今後は協定の改定闘争をはじめ、遺族とCO患者がいるかぎりCO闘争をたたかっていく決意です。

私たちをとりまく情勢は、たしかにきびしいものがありますが、きびしさに屈することなく、十分に行動方針を討議されることを希望し、統一と団結を固めて、これからの反合理化闘争をたたかい抜くことをお誓いしてごあいさつといたします。